

## ～～海外療養費の申請について～～

国民健康保険に加入している方が、日本国外で治療を受けた場合、いったん全額を現地で支払い、担当の医師等から証明をもらい、帰国後申請を行うことによって、支払った医療費の一部が支給されます。ただし、治療目的の渡航や美容整形・インプラントなど日本国内で保険適用となっていない治療行為については支給の対象外です。

### ◎申請および支給の流れ

- 1、国外に行く前に、市役所の窓口で「診療内容明細書(formA)」「領収明細書(formB)」の用紙を受け取り、携帯してください。(ホームページからダウンロードも可能です)
- 2、海外でやむを得ず医療機関にかかった場合、治療費の全額を医療機関に支払い、領収書を受け取ります。その際、「診療内容明細書(formA)」「領収明細書(formB)」を医師に記入してもらいます。なお、月をまたがって受診した場合は、各月ごと、入院・外来別で作成してもらってください。
- 3、帰国後、必要書類等を持参し、市役所へ海外療養費の申請をしてください。
- 4、審査機関で審査後、世帯主の口座へお振り込みいたします。

### ◎診療内容明細書(formA)および領収明細書(formB)について

審査を行うにあたり、重要な書類となるため、可能な限り詳細に診療内容等について記載のうえ、証明いただくようお願いしてください。

※診療内容明細書(formA)の「2傷病名及び国際疾病分類番号」、領収明細書(formB)の「通貨単位」(ドル以外の場合)は必ず記載してください。

※診療内容明細書(formA)の「6傷病概要」及び「7処方、手術その他の処置の概要」については特に詳しく記載してください。

#### **【例】2傷病名：貧血 6症状の概要：めまい の場合**

##### 7 処方、手術その他の処置の概要

× 処方 ⇒ ○ 薬品名もしくは薬剤名

薬剤名：フェロミア錠 50mg 等

× 検査 ⇒ ○ 血液検査 等

× 点滴 ⇒ ○ 補水液の点滴、フェジン(薬品名)の点滴 等

傷病名と処置が対応しているか審査する必要があるため、単なる「処方」「検査」「点滴」等の記載では、審査ができません！

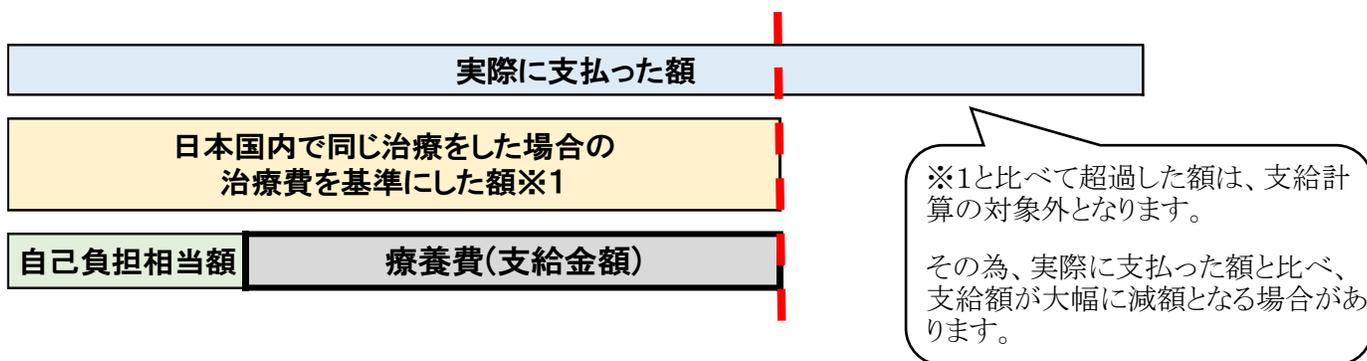
## ◎審査について

- ・支給申請の提出から支給まで、約4カ月かかります。
- ・治療内容等について、提出いただいた書類に不備があれば、追加資料の提出をいただく場合があります。その際は、再度審査を行いますので、さらにお時間をいただくこととなります。また、補完資料が提出できない場合、支給できないこともあります。

## ◎療養費として支給される額

次の①と②のいずれか低い額となります。

- ① 同じ治療を日本国内で受けたと仮定した場合の医療費から自己負担分を除いた額
- ② 領収明細書(formB)の金額を支給決定時の外国為替換算率(売レート)を用いて円に換算し、その金額から自己負担分を除いた額



## ◎注意点

- ・申請期間は治療費を支払った日の翌日から2年間です。
- ・海外への送金は行っておりません。帰国後に申請をしてください。